

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町清水とふれあいの里設置条例第 8 条、第 9 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町清水とふれあいの里設置条例 (使用料)</p> <p>第 8 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、ふれあいの里を使用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第 9 条 使用料は、使用を許可したときに発行する納入書により速やかに納付しなければならない。</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日